

公益財団法人神奈川県公園協会
保土ケ谷公園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
施設利用編

令和3年2月9日

1 ガイドラインの目的

保土ケ谷公園の公園施設利用における新型コロナウイルス病原体による公園利用者や公園協会職員（以下、「指定管理者」という）への感染リスクを最小限とするため、指定管理者が実施時に配慮すべき事項を明示することを目的とする。

2 本ガイドラインの位置づけ

国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、ガイドラインの適切な運用を図る。

施設の利用に共通する項目については、当協会が定める「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき対応する。

3 各園内施設の対応

3-1 硬式野球場・軟式球場・少年野球場、サッカー場、ラグビー場、体育館、テニスコート

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・受付（公園管理事務所）の入口には、手指消毒剤を設置する。
- ・受付窓口には、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・利用者が料金支払い時に距離を置いて並べえるように目印の設置等を行う。
- ・利用の代表者から、全員の検温結果、体調について「ヘルスチェックリスト」を提出してもらい、確認を行う。
- ・発熱や風邪の症状等が報告された場合は、無理せず自宅療養してもらい、利用を断る。
- ・現金の受け渡しはコイントレーを使用する。

施設の消毒、清掃

- ・施設の利用枠が終了する毎に、更衣室、シャワー室、本部室等を消毒・清掃する。
（軟式・少年野球場、テニスコートは更衣室、シャワー室を使用禁止としているため対象外）
- ・人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ、テーブル等）を小まめに消毒・清掃する。

密回避の対応

- ・密閉空間にしないよう、諸室についてはこまめな換気を行う。
- ・換気の方法は2方向の窓を1回数分程度、毎時2回以上全開にする。
- ・本部室等の定員は、対面にならないように席を配置し、1利用あたりの人数制限をし、短時間の利用に努める。
- ・更衣室の利用時は少人数が短時間に行い、大勢での利用は控える。
（軟式・少年野球場、テニスコートを除く）

利用者への周知

- ・上記内容を神奈川県施設予約システム「施設からのお知らせ」、公園ホームページ、園内掲示等にて周知する

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケット、マスクの着用を行う（競技を行う上でやむを得ない場合を除く）

密の回避

- ・人との距離を2 m（最低1 m）確保し、密集を避ける（競技を行う上でやむを得ない場合を除く）。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

競技者以外の入場禁止

- ・応援や観戦のみの方の入場を禁止する。（一般利用の場合）

※大会利用の際の観客席利用については、本ガイドライン「イベント編」に沿って実施する。

3-2. 多目的スペース・会議室

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・受付（公園管理事務所）の入口には、手指消毒剤を設置する。
- ・受付窓口には、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・利用者から、入場者全員の検温結果、体調について「ヘルスチェックリスト」を提出してもらい、確認を行う。
- ・発熱や風邪の症状等が報告された場合は、無理せず自宅療養してもらい、利用を断る。

施設の消毒、清掃

- ・人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ等）をこまめに消毒する。（施設利用後の入れ替え時間帯に行う）

密回避の対応

- ・密閉空間とならないよう、こまめな換気を行う。
- ・換気設備にて外気取入量を増やす。
- ・換気の方法は2方向の窓を、1回数分間程度、毎時2回以上全開にする。
- ・室内は対面にならない席を配置し、短時間の利用に努める（机やイスの設置数を制限する）
- ・利用定員は、1利用あたり上限人数を設定する。

（多目的スペース：約12人、会議室A：20人、会議室B：12人）

利用者への周知

- ・上記の内容を、公園ホームページや施設入口等にて周知する。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・利用前に、手洗いや消毒を行う。

- ・咳エチケットの徹底、マスクの着用

密回避の対応

- ・人との距離を2 m以上確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発声を控え、密接しての会話を避ける。

3-3. ギャラリー coen

(1) 施設管理者の対応

受付時の対応

- ・展示期間中は会場に受付・監視員を常時1名配置し、感染防止策を講ずること。
- ・受付には、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・多くの来館者が来られた場合は、一時的に入場を制限すること。(人数の上限10人程度とする)
- ・利用者から、検温結果、体調について「ヘルスチェックリスト」を提出してもらい、確認を行う。
- ・発熱や風邪の症状等が報告された場合は、無理せず自宅療養してもらい、利用を断る。

施設の消毒、清掃

- ・人の手が触れる箇所(手すりやドアノブ等)をこまめに消毒する。(施設利用後の入れ替え時間帯に行う)

密回避の対応

- ・密閉空間にしないよう、常時自動ドアを開けておく。
- ・展示物の間隔を広め(1m以上)に設定し、利用者同士が交錯しないよう動線を検討する。

感染防止のための工夫

- ・直接手で触れる展示物は、感染リスクが避けられないため展示を控える。

利用者への周知

- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据え置き方式とする。
- ・上記の内容を公園ホームページや施設入口等にて周知する。

(2) 利用者に協力を促す事項

感染拡大予防対策の徹底

- ・利用前に、手洗いや消毒を行う。
- ・咳エチケットの徹底、マスクの着用

密回避の対応

- ・人との距離を2 m以上確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発声を控え、密接しての会話を避ける。

※詳細は「Gallery coenの新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト」に基づき実施する

令和2年9月4日

イベント等の実施に際しての感染症対策ガイドライン

保土ヶ谷公園指定管理者

1 ガイドラインの目的

保土ヶ谷公園で行う各種イベント及び各大会等(以下、「イベント等」という)における新型コロナウイルス病原体による公園利用者や指定管理者の各スタッフ(以下、「指定管理者」という)への二次感染リスクを最小限とするため、イベント等の主催者や指定管理者が実施時に配慮すべき事項を明示することを目的とする。

2 前提となる指針等

巻末に示す国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。

なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、ガイドラインの適切な運用を図る。

3 イベント開催のための前提条件(各イベント共通項目)

3-1 イベント主催者(以下、主催者とする)が配慮する事項 ※指定管理者主催のものも含む

- ①主催者は、イベント実施当日起床後、各自で検温し、37.5℃以上あった場合は当日の出勤は自粛する。体調が良くない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)も自粛する。
- ②主催者は、イベント受付時にマスクの着用、手指消毒を徹底するなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。またイベントの途中においても適宜手指消毒が出来るような場を確保する。
- ③主催者は、参加型イベントの参加者に対し、受付時に非接触型の体温計等を用いての検温や聞き取りを行い、37.5℃以上あった場合、又は体調が良くない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)はイベント参加を控えていただく。
- ④主催者は、参加型イベントの参加者に対し、受付時に「ヘルスチェックリスト※¹」による体調の確認、連絡先等の把握をするとともに、接触確認アプリのインストールの呼びかけを行う。(※²)
- ⑤主催者は、3密「密閉(換気の悪い空間)」、「密集(多くの人の集まる場)」、「密接(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や大声での発生)」を避ける対策の実施を行うとともに、イベント参加者に対し、感染リスクのある行動を避けるよう、協力を呼びかける。
- ⑥イベント募集人数は、通常の募集時の半数以下とする。
- ⑦主催者は、イベント実施前後において、感染リスクのある行動を回避するよう努めるほか、自らの行動記録や体調管理の記録を行う。
- ⑧主催者は、イベント実施後に使用(接触)した施設等(備品類、手すり、観客席、ドアノブ、各スイッチ

類等)の消毒・清掃を行う。

- ⑨主催者は、イベントの具体的な内容に応じ、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に即した感染防止策を徹底する。

※¹ 接触確認アプリ 神奈川県「LINE コロナお知らせシステム」

受付場所及び施設入口に「感染対策取組書」及び「LINE コロナお知らせシステム」の掲示を行い、登録の協力を呼び掛ける。

※² 参加者の連絡先の把握

コロナウイルス感染症対策のために収集した参加者の個人情報の保存期間は、2 か月間とする(R2 6/15 横浜市健康安全課の助言に基づく)。

また、コロナウイルス感染防止対策に必要な場合、保健所等に情報提供する可能性があることについて、予め了解を得ることとする。

3-2 指定管理者が共催(以下、共催者という)となる場合、配慮する事項

共催者は、前述の「イベント主催者が配慮する事項」について、主催者とともに適切に実施するものとする。また主催者の分担が、イベント運営業務の全般である際は、共催者は主催者が、当配慮事項を適切かつ確実に遂行しているか確認し、不備がある場合は指導を行う。

4 イベントの形態別の対策について

※前述の、「イベント開催のための条件」を前提とし、イベントの形態別に感染拡大防止対策を講じる

(1)大規模イベント(屋外)・・・キャンドルナイト、森のあそび、梅まつり等

- ・指定管理者が主催する大規模イベント(屋外)は、多方面からの不特定多数の来場者が見込まれ、入場者数の管理や連絡先の把握等の対応が困難なことから、当面の間、開催を見合わせるものとする。
- ・指定管理者以外の主催者が行う大規模イベント(屋外)は、主催者が感染症拡大防止対策を徹底し、確実に履行されることが明らかな場合に限り、開催を認める。

(2)有料運動施設を使用したイベント(屋外)・・・オープスタジアム、芝生いきいきヨガ教室等

- ・主催者は、参加者同士の社会的距離を確保し、その案内指導を行う。
(グラウンド及びスタンドでは最低 2m以上の間隔を確保する)
- ・施設への入口及び受付場所は 1ヶ所とする。
- ・大声での会話や応援は控えるよう案内指導する。
- ・スタンド等の施設や備品類をイベント参加者が利用した際は、主催者が消毒・清掃を行う。

(3)有料運動施設を使用したイベント(屋内)・・・バレーボール大会等

- ・主催者は、密閉の環境となる体育館でのイベント実施時は、適切に室内の換気を行い、人数制限や使用コートの半数に制限する等、感染防止対策を行う。
- ・主催者は 1 試合が終了する毎に、床面及び備品類の消毒・清掃・十分な換気の作業時間を設ける。

(4)観察会体験型イベント・観察会等(屋外)・・・自然観察会、プレイパーク

・説明や案内、周知を行う際は拡声器等により声を拡散させることにより、飛沫の発生、密集・密接を防ぐ。

(5)体験型イベント(各種教室等)

- ・室内を常に換気し、密室の環境を作らないようにする。
- ・室内の長期滞在防止のため、屋内における教室等の実施時間は、必要最低限とする。

(6)展示会(ギャラリー展示)

- ・別添「Gallery coen の新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト」に基づき、運営する。
- ・なお、このチェックリストについては、指定管理者が主催する場合、一般募集者が出展する場合のどちらにも適用する。

5 各大会等の観客席利用について

5-1 観客席利用の条件等

- ① 観客席の利用は、利用調整会議や選考会において利用を認める大会開催時、各教育機関等の運動会及び県が許可を行う撮影・集会等のみとする。
- ② 観客席の利用にあたっては、主催者は、「5-2 大会等主催者が配慮する事項」に定める事項を遵守するほか、主催者等が独自に定めたガイドライン等に沿った具体的な実施内容について事前に相談し、確認を受けることとする。
- ③ 園長は、実施事項の履行状況や感染状況を踏まえ、「保土ヶ谷公園有料施設等運営要領」第9条第1項に基づき、相当の理由が認められる場合は、観客席利用の承認を取り消し、観客席の利用を禁止又は中止する。

5-2 大会等主催者が配慮する事項

- ① 施設の入退場口や場内通路、喫煙場所、休憩時間における密集・密接の防止を徹底する。
- ② 観客同士のソーシャルディスタンス2m(最低1m以上)の物理的な確保を徹底する。
- ③ 観客に対し、マスク着用を義務付け(熱中症対策を除く)、大声での会話や歌唱を含む声援・楽器の使用は控えるよう案内指導を徹底する。
- ④ 使用した観客席及び手すり、ドアノブ、蛇口等の清掃及び消毒を行う。
- ⑤ 観客席入口に「感染対策取組書」を掲示し、取組みの周知を図る。
- ⑥ 主催者は観客に対し、入口にて体調の確認、連絡先等の把握を行う。
- ⑦ 観客に対し、神奈川県との接触確認アプリ「LINE コロナお知らせシステム」のインストール協力を呼び掛ける。
- ⑧ 観客が着座した場所について、観客自身が記録できるようにする。
- ⑨ 観客や主催者側で感染者が発生した場合は、速やかに公表し、その他の観客等に周知を図る。

5-3 各施設の感染拡大対策に応じた収容人数

収容できる人数は、十分なソーシャルディスタンスを保つため、各施設の観客席数の3割程度とする。詳細は下表のとおりとする。

また、芝生席については、感染拡大防止対策が講じられている場合に限り、利用を認める。

施設名	観客席数 (固定席数)	収容設定人数 (単位:人)
硬式野球場	7,179	2,200
サッカー場	594	180
ラグビー場	648	200
軟式野球場(B 面のみ)	170	50
少年野球場(A 面のみ)	190	55
体育館		※ ³

※³: 体育館は観客席が無いいため、フロア等での滞留者数は、十分なソーシャルディスタンスを保つことができる人数を大会等主催者が設定する。

5-4 指定管理者が配慮する事項

「5-1 観客席利用の条件等」に基づき運営し、当公園においての新型コロナウイルス感染症の二次感染リスクを最小限とするよう努める。

《参考》

【国の指針】

「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本的対処方針」

(対策本部決定:5/25 改定)

↳ 「移行期間における都道府県の対応について」

(内閣官房新型コロナ感染症対策推進室長事務連絡:5/25)

↳ 「7月10日以降における都道府県の対応について」

(内閣官房新型コロナ感染症対策推進室長事務連絡:7/8)

↳ 「8月1日以降における催物の開催制限等について」

(内閣官房新型コロナ感染症対策推進室長事務連絡:7/23)

【県の方針】

「新型コロナウイルス感染症対策 n 神奈川県対処方針」

(対策本部決定:7/9 改定)

↳ イベント開催制限の段階的緩和について、記載

「イベント開催事前相談チェック項目」7/10 参考送付

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」

(対策本部決定:7/29 改定)

↳ 「イベント開催制限の段階的緩和について」

(県知事:7/29 通知)